

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度		
条例名	神奈川県犯罪被害者等支援条例						
条例番号	平成21年神奈川県条例第3号		法規集	第4編第1章第6節			
所管室課	安全防災局 安全防災部 くらし安全交通課						
条例の概要	犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等支援の基本となる事項等を定めている。						
	視点	検討内容			備考		
検討	必要性 （現在でも必要な条例か。）	安心して暮らすことのできる県民生活の実現に向け、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復及び軽減と、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るための犯罪被害者等支援施策の必要性は引き続き高いものとなっている。 本条例は、犯罪被害者等支援について、必要な事項を定めたものであり、現在も必要な条例である。					
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、総合的支援体制として設置された「かながわ犯罪被害者サポートステーション」による支援の提供や、犯罪被害者等を支える人材の育成、犯罪被害者等への県民の理解を促進するための取組などが実施されており、被害の早期回復、軽減と犯罪被害者等を支える地域社会づくりのため、有効に機能している。					
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例において、犯罪被害者等への支援のために必要な事項を規定することにより、多岐にわたる被害者等支援施策が総合的かつ計画的に推進されており、効率的である。					
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「かながわグランドデザイン基本構想」の「政策の基本方向」に掲げる「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」において、NPOなどと連携しながら、犯罪被害者等の相談や支援体制の充実を図るなど、総合的な取組を進めることとしており、本条例は、県政の基本的な方針に適合している。					
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、犯罪被害者等基本法の基本理念及び第5条の規定（地方公共団体の責務）に則した内容となっており、憲法、法令に抵触しない。					
	その他						
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。				